

平成13年度

新宿区区民の声委員会  
運営状況報告書

---

期間 平成13年4月1日～平成14年3月31日

---

平成14年6月

新宿区区民の声委員会

# 目 次

	頁
はじめに .....	1
<b>運営状況の概要</b>	
1 苦情申立て等の受付状況 .....	2
2 苦情申立て等の処理状況 .....	2
3 勧告及び意見表明 .....	4
4 その他 .....	4
むすび .....	4
<b>苦情申立て等の受付及び処理状況</b>	
1 苦情申立て等の受付状況 .....	6
2 苦情申立ての処理状況 .....	8
<b>参考資料</b>	
第1 苦情申立ての処理事例 .....	12
第2 苦情申立ての処理の流れ .....	17
第3 新宿区区民の声委員会条例 .....	18

## はじめに

平成11年11月1日に「新宿区区民の声委員会条例」が施行され、同委員会が発足し2年半余りが経過した。

本委員会は、新宿区が第三者的苦情処理機関を置くことによって、開かれた区政のさらなる推進を図り、区政に対する信頼を一層高めることを目的として、区政全体を苦情申立ての対象として設置されたものである。

この目的を達成するために、3人の委員が委嘱され、苦情の申立ての処理等に当たっている。

委員会の活動は、平成14年3月末日をもって第三年度（平成13年度）が終了した。

苦情の申立ては、個人、法人又はその他の団体で、区の機関の業務の執行に関する事項及びこれらの業務に関する職員の行為について、利害関係を有するものであれば、誰でも行うことができる。

ただし、苦情を迅速に処理するうえから、区民の方々が、本委員会に苦情申立書を提出される前に、先ず苦情等に関する業務を担当する課・係などに相談していただくことが必要な場合が多い。

今回、第三年度の運営状況を報告するにあたり、この制度がより一層区民の皆様にも正しく理解され、新宿区政のさらなる進展と信頼の確保に役立つものとして定着することを希望し、ここに当該年度の運営状況について報告するものである。

## 運営状況の概要

### 1 苦情申立て等の受付状況

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間に、区民の声委員会に寄せられたいわゆる「区民の声」としての苦情申立て等は、107件である。

このうち、「苦情申立書」により正式に申立てが行われたものは、8件である。

組織別の内訳は、総務部1件、福祉部2件、衛生部1件、環境土木部3件、都市計画部1件である。

残りは、「苦情申立書」の提出にまで至らなかった苦情等の73件で、電話によるものが45件、来庁によるものが28件あり、電話によるものは、全体の6割強を占めている。

さらに、「苦情申立書」の提出にまで至らなかったものを組織別にみると福祉部に関するものが22件と最も多く、次いで区民部14件、環境土木部9件、総務部5件、衛生部5件、都市計画部4件、企画部3件、教育委員会3件、選挙管理委員会2件と続き、区民の声委員会に対する「苦情申立ての方法、資格等の問い合わせ」が6件である。

なお、「苦情申立書」の提出にまで至らなかった73件について、男女別にみると、男性41名、女性32名である。

また、区民の声委員会になじまないもの（要望、依頼、管轄外等）は、26件となっている。

### 2 苦情申立て等の処理状況

#### (1) 苦情申立書の処理状況

「苦情申立書」の提出により区民の声委員会に対して、正式に申立てが行われたのは8件で、ほかに3件は平成12年度から調査継続となっていたものである。

平成13年度中に処理された8件のうち、未処理事案として平成14年度に調査継続となったものはない。

また、処理が終わったもののうち、申立人に「調査結果通知書」を送付したのが8件であり、「苦情について調査しない旨の通知書」を送付したものが2件、苦情の申立てをした後、本人が取り下げたものが1件である。

さらに、「調査結果通知書」を送付した8件のうち、苦情申立てに理由があると認めたものが5件、行政に不備が認められなかったものが3件である。

苦情申立人に通知した8件を、処理日数別にみると、20日未満が2件、20日以上30日未満が1件、30日以上40日未満が3件、40日以上50日未満が2件となっている。

「苦情について調査しない旨の通知書」を送付した2件の内訳は、

ア 苦情の申立ての原因となった事実のあった日から、1年を経過している

もの ..... 1件

イ 区民の声委員会が既に苦情処理を行い、終了しているもの ..... 1件

である。

なお、苦情申立ての調査に当たっての行政機関の対応は、全体的に協力的であった。

苦情等の処理に関しても、担当部署として当委員会から苦情申立人あて送付した「調査結果通知書」の内容及び事情を十分理解し、積極的に解決を図ろうとする姿勢がみられた。

## (2) 電話等による「区民の声」への対応

苦情申立書の提出に至らない、電話等による「区民の声」は、区政に対する要望、意見、不満、近隣とのトラブルから種々の法律問題、家庭内の問題まで多種多様である。

それらの相談や苦情のなかには、苦情の内容や氏名を言い洩る人もいて、行政に対し不信感を抱いているケースもみられる。

本委員会として、中立性やプライバシーの保護には、特段の配慮をしております。

安心して相談するように説得している。

また、相談内容が区の行政機関に属する場合は、先ず本委員会から担当部署に連絡をとり、より適切な対応に努めてもらうように要請している。

なお、区以外の機関に対する相談の内容や民事の相談についても、区民にとって適切と思われる他の機関等を紹介するなど、「区民の声」への積極的な対応に努めている。

このように対応した後、区民の声委員会へ「苦情申立書」が提出されたケースは、平成13年度においてはなかった。

### 3 勧告及び意見表明

新宿区区民の声委員会条例第19条によって、区の機関に対し、法令上不適切な行為の是正又は改善の措置についての勧告及び制度の改善を求めるための意見表明を行うケースは、平成13年度においてはなかった。

### 4 その他

区民の声委員会に対する他の自治体からの視察、制度に関する資料の請求等が10数件あった。

## むすび

本制度は発足して第三年度が終了することになり、区民の間にも徐々に浸透されてきたと思われるが、制度の本旨が区民に十分理解されるまでには至っていない。

多くの区民が、制度の趣旨や内容をよく理解し、積極的に活用してもらうことが重要であり、そのために区では広報紙への掲載やインターネット等による継続的な広報活動を行い、PRに努めてきている。

今後は、ポスター・パンフレットでの周知のほか、「ふれあいトーク宅配便」の活用や区内施設での「(仮)巡回区民の声委員会」なども検討し、区民の利便性を高めて、制度の定着に努める必要があると考える。

最後に、総務庁行政監察局による全国組織「全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会」や他の地方自治体と連携をとり、制度の充実を図っていく必要がある。

## 苦情申立て等の受付及び処理状況

### 1 苦情申立て等の受付状況

#### (1) 苦情申立て等の受付件数

区 分		件 数
1	苦情申立書に基づく申立て	8 (11)
	(1) 苦情の調査結果を通知したもの	総務部 1 福祉部 3 衛生部 2 環境土木部 3 都市計画部 2
	(2) 調査中のもの	0
2	電話、来所による苦情の問い合わせ	73
	(1) 企画部に関するもの	3
	(2) 総務部に関するもの	5
	(3) 区民部に関するもの	14
	(4) 福祉部に関するもの	22
	(5) 衛生部に関するもの	5
	(6) 環境土木部に関するもの	9
	(7) 都市計画部に関するもの	4
	(8) 教育委員会に関するもの	3
	(9) 選挙管理委員会に関するもの	2
	(10) 苦情申立ての方法、資格等についてのもの	6
3	所管外のもの	26

高齢者福祉推進室は福祉部、新宿区保健所は衛生部、資源清掃対策室は環境土木部、住宅対策室は都市計画部に含む

件数欄( )内の数は、前年度から調査中で繰り越した分を含む

( 2 ) 苦情申立書による所管別受付件数

所 管 部	所 管 課	件 数
企 画 部		0
総 務 部	職員課	1
区 民 部		0
福 祉 部	障害者福祉課・生活福祉課	1
	高齢者福祉計画課	1
衛 生 部	衛生課	1
環 境 土 木 部	土木計画課	2
	リサイクル清掃課	1
都 市 計 画 部	住宅課	1
教 育 委 員 会		0
そ の 他 の 機 関		0
合 計		8

## 2 苦情申立ての処理状況

### (1) 所管部別苦情申立処理状況

処 理 区 分	件 数	企 画 部	総 務 部
1 苦情申立人に「調査結果通知書」を送付したもの	8	0	1
(1) 勧告・意見表明をしたもの	0		
(2) 苦情申立てに理由があると認めたもの	5		1
(3) 行政に不備がなかったもの	3		
2 「苦情について調査しない旨の通知書」を送付したものの	2	0	0
(1) 苦情申立て原因の事実のあった日から1年を経過した事項	1		
(2) 区民の声委員会条例により処理済の事項	1		
(3) 判決・裁決等が行われた事項又は判決・裁決を求めて係争中の事項			
(4) 区議会に関する事項			
(5) 監査委員が結果を報告し、又は監査中の事項			
(6) 区の行政機関に属さない事項			
(7) その他事実誤認などで調査対象外の事項			
3 苦情申立書を取り下げたもの	1	0	0
4 調査継続中のもの	0	0	0
合 計	11	0	1

区民部	福祉部	衛生部	環境土木部	都市計画部	教育委員会	その他の機関
0	2	1	2	2	0	0
	2	1	1	1		
0	1	1	0	0	0	0
	1	1				
0	0	0	1	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	3	2	3	2	0	0

( 2 ) 電話、来所による相談・問い合わせ等

区 分	件 数
1 区の機関の業務執行に関する苦情	4 1
2 職員の対応に関する苦情	1 3
3 区への要望、意見	1 3
4 苦情申立ての方法、資格等についてのもの	6
5 その他所管外のもの	2 6
合 計	9 9

( 3 ) 所管部別・内容別苦情申立書受付状況

所 管 部	件 数	内 容		
企 画 部	0			
総 務 部	1	服務規律 1		
区 民 部	0			
福 祉 部	2	高齢者福祉 1	職員対応 1	
衛 生 部	1	環境衛生 1		
環境土木部	3	自転車対策 2	道路管理 1	
都市計画部	1	住宅管理 1		
教育委員会	0			
その他の 機関	0			
合 計	8			

## 参考資料

### 第1 苦情申立ての処理事例

(その1)

苦情申立て の対象機関	都市計画部
苦情申立て の趣旨	<p>私は、上落合のマンション（持ち家）に住んでいます。</p> <p>このたび、道路の向かい側に13階建マンションが建築中であり、これが完成すると現在3時間程ある日照が約1時間になってしまいます。</p> <p>このことについて、区の紛争調整担当に、なんとかして欲しい旨相談しましたが、合法であるため難しいと言われました。</p> <p>区の強い指導で何とかならないでしょうか。</p>
調査結果の 要旨	<p>この度の申立てにつきまして、当委員会として、区の関係機関からも事情説明を受ける等の調査をし、審議いたしました結果、次のような結論となりました。</p> <p>まず、申立人は平成12年の暮れに、現在の住居の道路を挟んで南西側の敷地にマンションが建築されること知り、それによって自宅マンションの日照が少なくなるということで、区の紛争調整担当に相談に行きました。</p> <p>そして、この建築の設計や日影の状況について、説明を受けております。</p> <p>さらに、日影につきましては、建築主の説明を受けたい旨要望され、そのことについては区側の建築主への指導もあって、直接の説明も受けておられます。</p> <p>そして、その結果当委員会への苦情申立てとなりました。</p>

調査結果の  
要旨

そこで、当委員会といたしましては、申立人から事情を伺うと共に、区側の説明を聞き、図面による用途地域の確認等の調査をしましたが、問題となる場所は近接商業地域であり、日影規制の対象外となることを確認いたしました。

また、この建物は、建築基準法に基づいて設計され、その手続きも法令に基づいてとられているものと認められます。

日影につきましても、申立人の住宅が西向きであることから、その影響を受ける形となり、この点から当委員会に苦情を申し立てられたお気持ちは理解できます。

しかしながら、このマンションの建築が建築基準法で定めた制限の範囲内にあること、また建築に係る計画の内容についての説明会等につきましても、「新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に従って行われていることなどから、区が建築主に対して強い指導をするには、現行法令上限界があると認められます。

したがって、当委員会といたしましても、申立ての趣旨に沿うように区に対して強く要望することはできません。

しかしながら、申立人のように困っている方が数多くおられることも事実であり、区としてそのような“区民の声”も積極的に聞く姿勢が大切であり可能な限り建築主と話し合いをもつよう要望しておきました。

( その 2 )

<p>苦情申立て の対象機関</p>	<p>環境土木部</p>
<p>苦情申立て の趣旨</p>	<p>私は、新宿区歌舞伎町にあるビル内の会社に清掃業務員として勤務する者です。このビル前の道路上にごみが溜まって、ごみ袋で20袋にもなったことがあります。</p> <p>この道路は、車道と歩道に分かれており、そこの植え込みには紙屑や空き缶が捨てられ、タバコの吸殻が散乱し、砂ぼこりが溜まっていて、毎日の清掃が本当に大変です。</p> <p>また、駐車違反の車が多く非常に迷惑しています。区に相談したところ要領が得られなかったため、都や警察に行ったところ、「そこは区道です。」と言われたので、再度区の担当部署に苦情を申し立てましたが未だ解決しておりません。</p> <p>区としては、道路をきれいにしようとする意思があるのか疑問を持たざるを得ません。せめて1週間に1度程度の清掃をするか、近所のビルのテナントに自分の周りをきれいにしよう、協力を依頼するなどの努力をしてもらいたいと思います。</p>
<p>調査結果の 要旨</p>	<p>このたびの申立てにつきまして、当委員会として、区の関係機関からも事情説明を受ける等の調査をし、審議いたしました結果、次のような結論となりました。</p> <p>申立てにある道路は、西武新宿駅前通りで、道路を挟みビルが密集し飲食店・風俗店等が多く入居しています。</p>

調査結果の  
要旨

区では、ごみの収集について、申立人のビルの付近には数カ所の収集所を設け、朝7時30分頃から8時頃までの間に毎日行っております。

さらに、ビルのオーナーがごみの収集運搬業者と個別に契約をしてごみの収集にあたっているところもあります。

また、歌舞伎町を含む駅周辺の繁華街に設置されているごみかご及び吸殻入れにつきましては、毎日収集しており、その他道路の植樹帯に捨てられた空き缶やたばこ等のごみを週に1回清掃しているとの説明を受け、それを確認しました。

なお、平成14年4月から「緊急地域雇用創出特別補助事業」により2年間新宿駅東口～歌舞伎町周辺の清掃を集中的に実施する予定とのことです。

委員会といたしましては、問題となっている道路に限らず、歌舞伎町周辺は、不特定多数の人が昼夜を問わず往来するところであり、常にきれいな状態を維持するために汚れる道路の清掃をすべて区が行うことは困難なことと思います。

区は広大な面積の区道を管理しているため、その清掃事業に要する費用も決して少なくありません。このことを考えますと、利用者のモラルの向上と地域住民の協力は不可欠です。

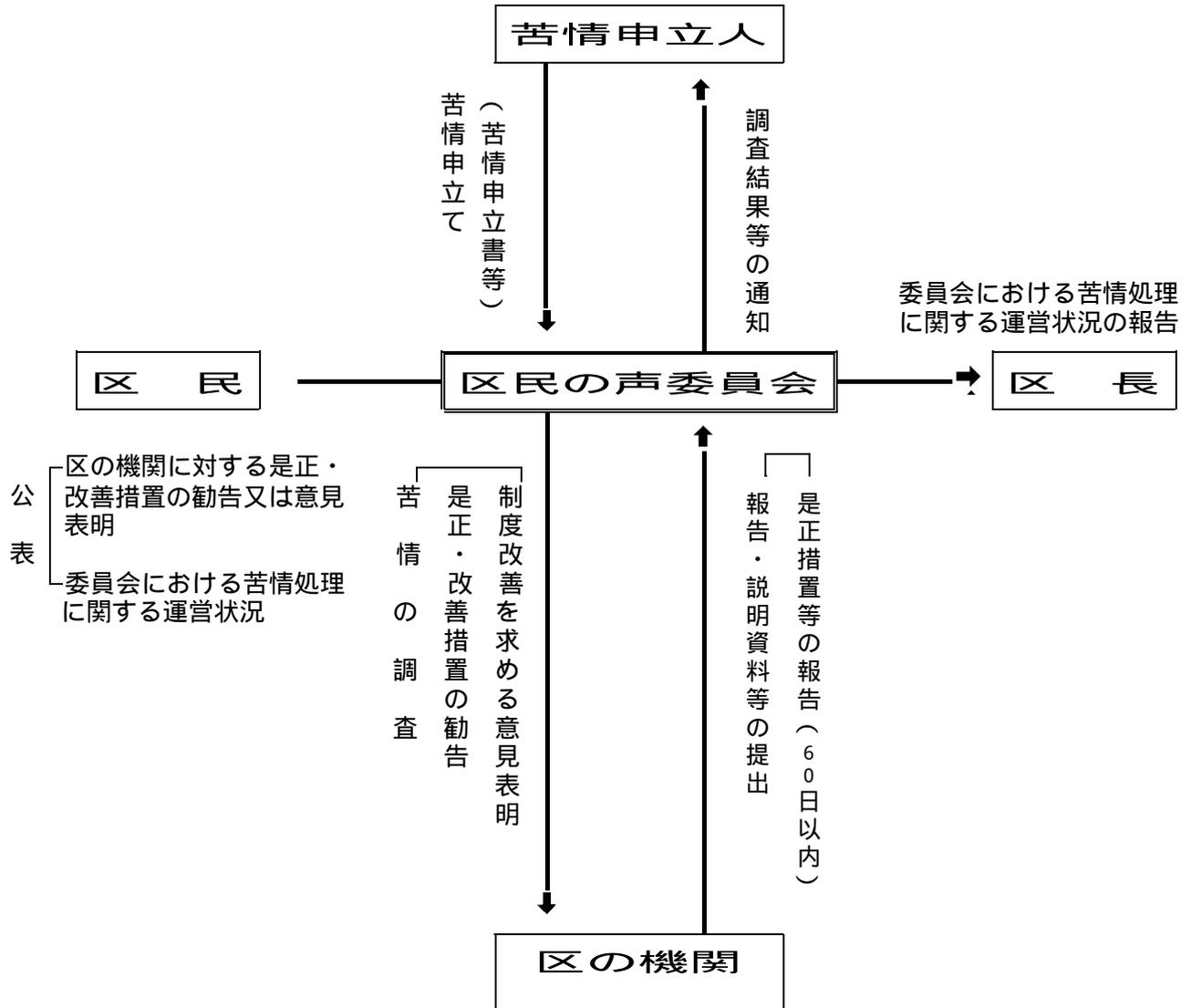
道路を含めて区内をごみのない、より良い環境を維持することを目的としてビルのオーナーやテナント等に対して、より積極的に協力を求めることは区としても重要なことであり、その方策につきまして前向きに考えるよう関係機関に要請しました。

また、今回のことで申立人が相談すべき行政の窓口がはっきりしなかったため、複数の箇所をまわる結果になった点につきましては、改善される必要があり、その点も合わせて強く要望いたしました。

関連の担当部署

- ・ ごみの清掃 ————— 土木工事事務所
- ・ 一般ごみの収集 ————— リサイクル清掃課
- ・ いわゆるポイ捨て禁止の啓発 ——— 環境保全課

## 第2 苦情申立ての処理の状況



### 第 3 新宿区区民の声委員会条例

#### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 6 条）
- 第 2 章 組織等（第 7 条 - 第 11 条）
- 第 3 章 苦情の申立て及び調査等（第 12 条 - 第 18 条）
- 第 4 章 勧告、意見表明及び公表（第 19 条 - 第 22 条）
- 第 5 章 補則（第 23 条 - 第 25 条）

#### 附則

#### 第 1 章 総則

##### （目的及び設置）

第 1 条 この条例は、区政に関する区民の苦情を公正かつ中立的立場から簡易迅速に処理する機関を設置することにより、開かれた区政の推進を図り、もって区民の区政に対する信頼を確保することを目的とする。

2 前項の目的のための機関として、新宿区区民の声委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

##### （委員会の所管事項）

第 2 条 委員会は、区の機関の業務執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為（以下「区の業務執行等」という。）に係る苦情の処理を所管する。

2 委員会は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については所管しない。

- (1) 判決、裁決等が行われた事項又は判決、裁決等を求めて係争中の事項
- (2) 区議会に関する事項
- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき監査委員が監査、検査若しくは審査の結果を報告し若しくは公表した事項又は監査、検査若しくは審査を行っている事項

(4) 地方自治法に基づく執行機関の附属機関又は区の専門委員の権限に属する事項

(5) 委員会に関する事項

#### **(委員会の職務)**

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項をその職務とする。

- (1) 苦情の申立てを受け付け、その内容を調査し、結果を通知すること。
- (2) 前号の処理に関連し、必要があると認めるときは、広く区政について調査すること。
- (3) 区の機関に対し、勧告し、及び意見表明すること。
- (4) 勧告及び意見表明等の内容について公表すること。

#### **(委員会及び委員の責務)**

第4条 委員会は、中立的な第三者機関として、公正、適切かつ簡易迅速にその職務を遂行しなければならない。

2 委員会の構成員(以下「委員」という。)は、職務における中立性を保たなければならない。その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を洩らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### **(区の機関の責務)**

第5条 区の機関は、委員会の職務の遂行に関し、その中立性を尊重し、公正かつ迅速な処理が図られるように積極的に協力しなければならない。

#### **(区民等の責務)**

第6条 区民その他この制度を利用するものは、この条例の目的を達成するため、この制度の適正かつ円滑な運営に協力しなければならない。

### 第2章 組織等

#### **(委員会)**

第7条 委員会は、委員3人をもって組織し、委員の互選によりそのうち1人を代表委員とする。

2 委員会は、代表委員が招集する。

3 委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。4  
委員会の意思決定は、委員の合議によるものとする。

5 代表委員は、委員会の会議を主宰し、委員会を代表する。

6 代表委員に事故があるときは、他の委員の互選により代表委員の職務を代理する者を定めるものとする。

#### **（委員会の補助執行）**

第8条 委員会は、調査その他の職務の遂行に当たり必要な事項について、あらかじめ委員に委ねることができる。

2 委員会が行う調査その他の職務の遂行に当たり、委員会に事務を補助する者を置き、必要な事務を行わせることができる。

#### **（委員）**

第9条 委員は、人格が高潔で、優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

2 委員の任期は3年とし、1期に限り再任できる。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(1) 区の機関に属する者

(2) 前号に定める者と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者

(3) 地方公共団体の長

(4) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員

(5) 政党その他の政治団体の役員

(6) 区と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員

#### **（委員の解職）**

第10条 委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、区長は、速やかに委員の職を解くものとする。

(1) 前条第3項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。

(3) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるとき。

### **(委員の欠員)**

第11条 委員に欠員を生じた場合には、区長は、遅滞なく、新たに委員を委嘱し、欠員を補充しなければならない。

### **第3章 苦情の申立て及び調査等**

#### **(苦情の申立て)**

第12条 区の業務執行等について利害関係を有するものは、委員会に対し、苦情を申し立てることができる。

2 前項の規定による申立ては、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、委員会がやむを得ないと認める事情がある場合には、書面によらないで行うことができる。

- (1) 苦情を申し立てる者の氏名及び住所（申し立てるものが法人その他の団体である場合には、団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 苦情の申立ての趣旨及び理由並びに苦情の申立ての原因となった事実のあった年月日
- (3) 前2号のほか、新宿区規則（以下「規則」という。）で定める事項

#### **(調査対象外事項)**

第13条 前条第1項の規定により申し立てられた苦情が次の各号のいずれかに該当する場合には、委員会はその調査を行わない。ただし、当該事項について、委員会が調査を行うべき特別な事情があると認める場合には、調査を行うことができる。

- (1) 苦情の申立ての原因となった事実のあった日から1年を経過した事項
- (2) この条例により委員会が既に苦情の処理を行い、終了している事項

2 委員会は、第2条第2項各号及び前項各号に該当しない事項について、調査することが相当でない特別な事情があると認めるときは、調査しないことができる。

#### **(調査しない旨の通知)**

第14条 委員会は、第12条の規定による申立てについて、第2条第2項各

号及び前条第1項各号に該当する場合又は同条第2項の規定により調査しないと  
した場合には、調査しない旨を、その理由を付して、苦情を申し立てたもの（以  
下「申立人」という。）に速やかに通知しなければならない。

#### （調査開始の通知）

第15条 委員会は、第12条の規定による申立てにより苦情の調査を開始する  
場合には、調査を開始する旨を、当該苦情に係る区の機関に通知するものとし  
る。

#### （調査）

第16条 委員会は、必要に応じて、次の各号に掲げる調査を行うことができる  
。

- (1) 前条の規定による通知をした区の機関に対し、説明を求め、その保有  
する関係書類等を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査を行う  
こと。
- (2) 当該苦情に係る機関及び人に対し、質問し、又は事情の聴取若し  
しくは実地調査について協力を求めること。
- (3) 当該苦情に係る専門技術的事項について、専門機関に対し、調査、鑑定  
、分析等の依頼を行うこと。

#### （調査結果の通知）

第17条 委員会は、第12条の規定による申立てにより苦情の調査を行った結  
果について、申立人に速やかに通知しなければならない。

#### （調査の中止及びその通知）

第18条 委員会は、調査を開始した後に、調査の必要がないと認める事情が判  
明した場合には、当該調査を中止することができる。

2 前項の規定により調査を中止した場合には、委員会は、調査を中止する旨を  
、その理由を付して、申立人及び第15条の規定により通知をした区の機関に、  
速やかに通知しなければならない。

## 第4章 勧告、意見表明及び公表

### (勧告等)

第19条 委員会は、調査の結果必要があると認めるときは、次の各号に掲げる処置を行うことができる。

- (1) 区の機関に対し、法令上不適切な行為の是正又は改善の措置（以下「是正等の措置」という。）について勧告すること。
- (2) 区の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (3) 前2号の処理に関連して、広く区政について調査し、意見を表明すること。

2 前項の処置は、書面で行うものとする。

### (勧告等の尊重)

第20条 前条の処置を受けた区の機関は、これを尊重しなければならない。

2 前条の処置を受けた区の機関は、必要な是正等の措置等を講ずるとともに、その内容を委員会に報告しなければならない。

3 前条の処置を受けた区の機関は、是正等の措置等を講ずることができない特別な事情があるときは、できない旨を、その理由を付して、委員会に報告しなければならない。

4 前2項の報告は、前条の処置を受けた日から60日以内に行うものとする。

### (報告を受けた旨の通知)

第21条 委員会は、前条第2項及び第3項の報告を受けた場合には、当該報告内容について、申立人に速やかに通知しなければならない。

### (公表)

第22条 委員会は、次の各号に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 第19条第1項第1号の規定による勧告の内容
- (2) 第19条第1項第2号及び第3号の規定により表明された意見の内容
- (3) 第20条第2項及び第3項の規定による報告の内容
- (4) 次条の規定による運営状況の報告の内容

## 第 5 章 補則

### ( 運営状況の報告 )

第 2 3 条 委員会は、この条例に基づく苦情処理の運営状況について、区長に報告するものとする。

### ( 個人情報の保護 )

第 2 4 条 委員会及び委員は、この条例の規定により行う通知、調査、勧告、意見表明、公表その他の事務処理について、新宿区個人情報保護条例（平成 2 年新宿区条例第 7 号）に従い、個人情報の保護に最大限の配慮をもって行わなければならない。

### ( 委任 )

第 2 5 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### ( 施行期日 )

1 この条例は、平成 1 1 年 1 1 月 1 日から施行する。

### ( 経過措置 )

2 この条例は、平成 1 0 年 1 1 月 1 日以後に発生した事実に係る苦情について適用する。

3 委員会は、この条例の施行日前においても、この条例の実施のために必要な事務を行うことができる。

### ( 委員の任期に関する特例 )

4 第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、この条例により最初に委嘱される委員のうち区長の指定する 1 人の委員の 1 期の任期は 2 年とする。

## 新宿区区民の声委員会委員

おおさき もといち

大 崎 本 一（元東京都技監）

さとう けいご

佐 藤 圭 吾（弁護士・人権擁護委員）

にのみや あつこ

二 宮 充 子（弁護士）

（ 印は、代表委員）

---

平成13年度新宿区区民の声委員会運営状況報告書

（期間 平成13年4月1日～平成14年3月31日）

平成14年6月 発行

印 刷 物 作 成 番 号
---------------

2 0 0 2 - 2 - 2 1 1 0
-----------------------

編集・発行

新宿区区民の声委員会

新宿区歌舞伎町1丁目5番1号（区役所第1分庁舎2階）

電話 代表 03（3209）1111

直通 03（5273）3508

F A X 03（3209）1227